#### 横浜港・川崎港カーボンニュートラルポート検討会規約

(名称)

第1条 本会は、「横浜港・川崎港カーボンニュートラルポート検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、横浜港・川崎港において、水素、アンモニア等の次世代エネルギー利活用の需要と供給体制を一体的に創出するとともに、港湾機能の高度化や臨海部における環境に配慮した産業の集積を図る「カーボンニュートラルポート」の形成に向け、次世代エネルギーの需要、利活用方策、導入上の課題等について、関係者による検討を行うことを目的とする。

(構成)

- 第3条 検討会は、別紙の構成員等をもって構成する。
- 2 検討会の座長は関東地方整備局副局長、座長代理は横浜市港湾局長及び川崎市港 湾局長とする。
- 3 構成員等の追加等は、構成員及び事務局からの申し出に基づき、座長が決定する。

(検討会の取扱い)

- 第4条 検討会は、構成員の自由な議論を担保する観点等から、原則として非公開と する。
- 2 議事次第は、会議終了後に公開する。
- 3 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議 のうえ、事務局が行う。
- 4 検討会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、検討会に出席 してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(秘密保持)

- 第6条 検討会の構成員及びその関係者は、検討会で知り得た情報(第4条の規定により公開された議事次第、議事概要及び配布資料を除く。)を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。
- 2 関係者とは、前条に掲げる構成員以外の出席者のほか、資料作成に関わる者、検 討会資料を取り纏める者をいう。

## (事務局)

- 第7条 検討会の事務局は、横浜市港湾局、川崎市港湾局及び関東地方整備局港湾空港部に置く。
- 2 事務内容は、以下の通りとする。
  - (1)検討会の招集に関する事務
  - (2) 検討会に付議すべき事項に関する事務

## (その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関する必要事項は、事務局が検討会に諮って定める。

## 附則

この規約は、令和3年2月5日から施行する。

## 附則

この規約は、令和3年3月4日から適用する。

### 附則

この規約は、令和3年3月18日から適用する。

# 横浜港・川崎港カーボンニュートラルポート検討会名簿

## (構成員)

旭化成(株)

岩谷産業(株)

ENEOS(株)

JFE スチール(株)

(株)JERA

昭和電工(株)

住友商事(株)

千代田化工建設(株)

電源開発(株)

東亜石油(株)

東京ガス(株)

日本郵船(株)

(株)三井 E&S マシナリー

(株)ロジスティクス・ネットワーク

横浜川崎国際港湾(株)

横浜港埠頭(株)

### (学識経験者)

横浜国立大学大学院工学研究院 教授 光島重徳

## (関係団体)

神奈川港運協会

神奈川倉庫協会

## (関係行政機関)

横浜市温暖化対策統括本部

川崎市臨海部国際戦略本部

関東運輸局交通政策部

## (事務局)

横浜市港湾局政策調整部 川崎市港湾局港湾経営部 関東地方整備局港湾空港部